

それゆけ! ほむらくんの 実践防火講座!

第8回 消防用設備等点検制度

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

今回は、火災発生時に活躍する消防用設備等を適切に維持管理するために必要な「消防用設備等点検制度」について説明します。



過去の大きな火災では、消防用設備が正常に作動せず、多くの方が亡くなった事例がある。消防用設備は、普段は使わないから忘れがちだが、火災時に命を守る大切な設備なので、日頃から点検して火災が起きた時には必ず使えなければならぬ。



前の火災の時に使った消火器を使えないと困るからすぐに点検してもらったの。



点検は、外観や簡単な操作をおこなって「機器点検」を半年に1回、実際に設備を作動させて総合的な機能を確認する「総合点検」を1年に1回実施する必要があるんだ。



防災盤 絶縁抵抗点検



感知器発報試験



誘導灯点検



受信機総合点検

どんな点検があるの？



難しくそうだけど点検には資格とかあるの？



消防設備点検資格者



消防設備士

点検の資格には、「**消防設備点検資格者**」と、点検以外にも工事や整備もできる

「**消防設備士**」があるんだ。

また、設備の種類によって、必要となる資格が変わってくる。

なお、小規模な施設では資格がなくても点検ができるが、専門的な工具や知識が必要なので注意しよう。



総務省消防庁では、小規模な施設の関係者で、知識や資格がなくても設備の点検や報告書の作成ができるようにするために

「**消防用設備等点検アプリ**」の提供を開始したんだ。



アプリで点検



メニュー画面

点検実施画面

このアプリはイラストや写真を用いた案内により、点検のポイントを確認することができ、入力が終わると報告書の作成をすることができるんだ。
消火器・非常警報器具・誘導標識などの工具を必要としない点検のみが対象だが、ぜひ活用してみよう。



ほむらくんの チェックポイント!!

【関係法令】

- ・(消防法第17条の3の3)
- ・(消防法施行令第36条)
- ・(消防法施行規則第31条の6)
- ・(点検の方法及び報告書の様式)
- ・(昭和50年消防庁告示第14号)
- ・【有資格者により点検をしなければならぬ対象物】
- ・延面積1000平方メートル以上
- ・(特定用途防火対象物は消防法施行令、その他の対象物は神戸市消防告示にて定められています)
- ・特定一階段等防火対象物等
- ・【点検を行う資格について】
- ・消防設備士
- ・消防設備点検資格者
- ・【点検の種類と期間】
- ・機器点検 半年に1回
- ・総合点検 1年に1回
- ・【消防長又は消防署長への報告】
- ・特定用途防火対象物は1年に1回、特定用途防火対象物以外は3年に1回報告が必要
- ・【点検基準・点検要領・点検票】
- ・総務省消防庁のページをご覧ください。



次回は「防災物品」です。

